

指定都市初！ 「自家用有償旅客運送」に関する事務・権限が国から移譲されました！

国が行っている「自家用有償旅客運送」に関する事務について、「地方分権第4次一括法」により、移譲を希望する市町村に移譲されることになりました。

横浜市は、この事務・権限の移譲を、国に求めていましたが、平成28年1月4日に移譲が実現しました。

なお、「自家用有償旅客運送」に関する事務・権限が、指定都市へ移譲されるのは初めてとなります。

本市が移譲を受けることで、公共交通機関による移動が困難な高齢者などの皆様の外出に関して、地域の実情を踏まえたサービスをきめ細かに展開することができるものです。

横浜市は今後も「特別自治市」の早期実現に向け、国や県からの権限移譲に取り組んでまいります。

1 自家用有償旅客運送の概要

有償で自動車を使用して旅客を運送する場合には、道路運送法に規定された、旅客自動車運送事業の許可が必要です。

しかしながら、生活交通の確保等の観点から、バス・タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されない場合、「自家用有償旅客運送の登録制度」を活用し、生活交通として市町村バスやNPO法人等による自家用自動車を用いることができます。

〈自家用有償旅客運送の種別と概要〉

種 別		概 要
市町村 運営 有償運送	交通空白 輸送	市町村内の交通空白地において、市町村自らが当該市町村内の住民等の運送を行うもの
	市町村 福祉輸送	当該市町村の住民のうち、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
公共交通空白地 有償運送		NPO法人等が交通空白地において、当該地域の住民やその親族等の会員等に対して運送を行うもの
福祉有償運送		NPO法人等が他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

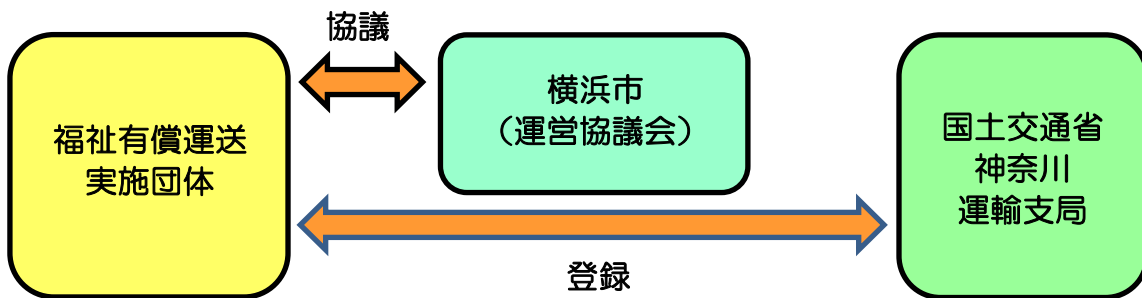
横浜市では、「福祉有償運送」のみを実施し、NPO法人等の登録等を健康福祉局が担当します。

2 移譲された事務・権限

- (1) 登録（登録の実施、登録の拒否等）
- (2) 届出対応（重大な事故に係る届出の受理等）
- (3) 是正措置命令、業務の停止命令
- (4) 報告、検査及び調査

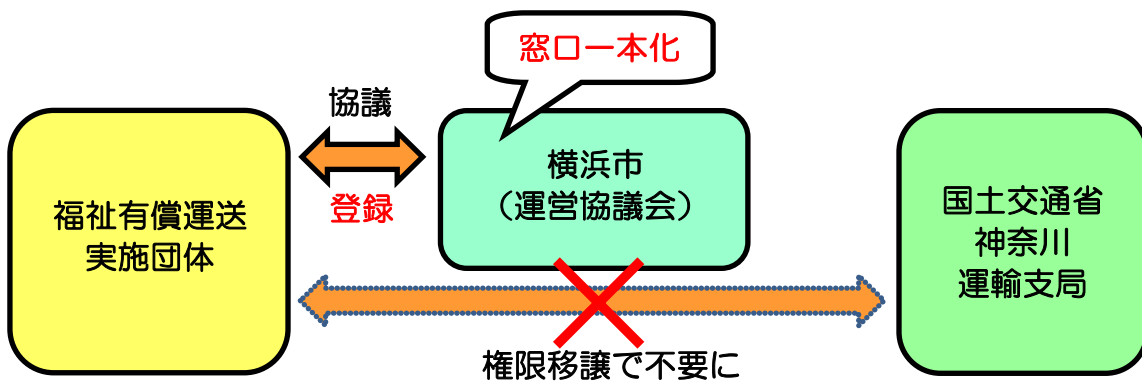
3 移譲によって得られる効果

- (1) 権限移譲前の手続きの流れ



これまで、健康福祉局が横浜市福祉有償移動サービス運営協議会を開催し、地域の合意を得たうえで、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局に登録を申請する必要がありました。

- (2) 権限移譲後の手続きの流れ



協議と登録の窓口が一本化されることで、自家用有償旅客運送者の登録に係る申請者の負担の軽減や、実施団体からの運営に関する相談へのきめ細かな対応など、より地域の実情に即した事業者への対応が可能となります。

4 権限移譲された日

平成 28 年 1 月 4 日（月）

5 対象となる登録団体数

70 団体（平成 28 年 1 月 4 日現在）

お問合せ先		
政策局大都市制度推進課地方分権担当課長	柴 政紀	Tel 045-671-2109
健康福祉局福祉保健課福祉保健センター担当課長	鈴木 宣美	Tel 045-671-3563